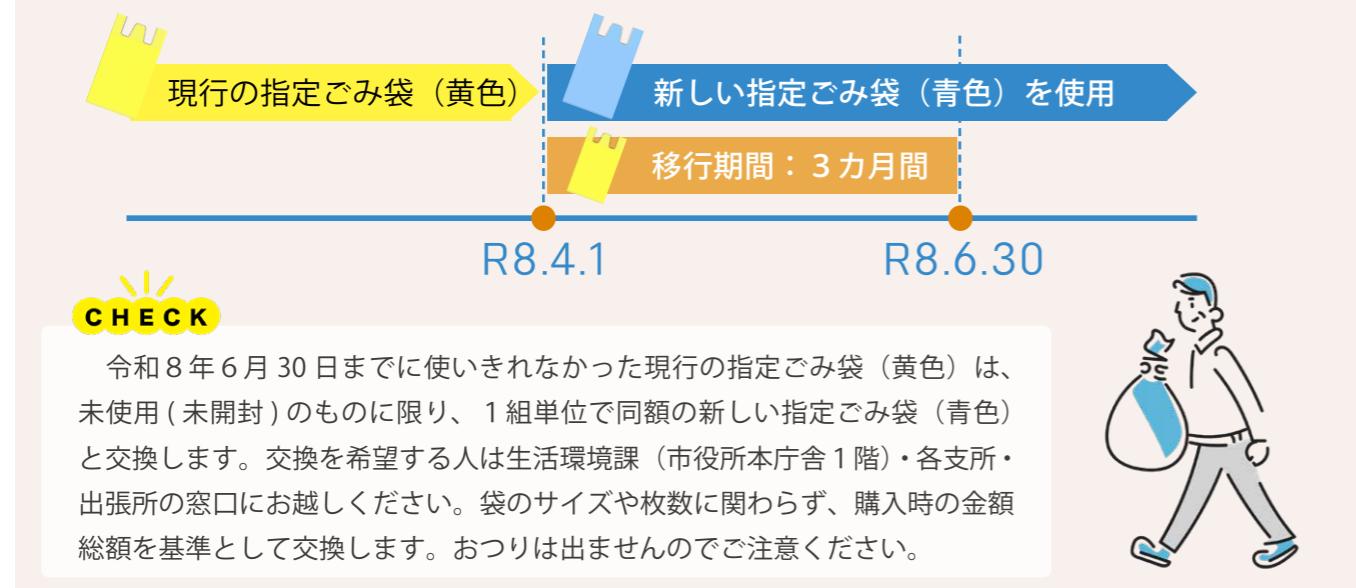


指定ごみ袋の移行スケジュール

現行の指定ごみ袋（黄色）は令和8年3月31日までに使い切ってください。使い切れなかったごみ袋に限り、経過措置として令和8年6月30日まで使用できます。令和8年7月1日以降は現行の指定ごみ袋（黄色）でごみステーションに出すことはできません。



プラスチック資源の一括回収

令和8年4月1日から、新たに『プラマークの無いプラスチック製品』を資源化物として回収しリサイクルします。これまでのプラマーク製品と一緒にまとめて出してください。さらに、回収日を月2回から4回に増やします。



※ハンガーやボールペンなど金属部品が少量であれば、出すことができます。

※ひどく汚れているもの、洗っても汚れが落ちないものは燃やすごみで出してください。

※プラスチック製でも電気・電池を使用するものは対象外です。

（例）モバイルバッテリー ⇒ 市役所などの回収窓口へ プラスチック製小型家電 ⇒ 小型家電の日へ

紙おむつ・剪定枝・草のごみは無料で出せるようになります

令和8年4月1日から、家庭から出る紙おむつ（汚物は取り除く）、剪定枝や草、落ち葉は、指定ごみ袋ではなく、透明または半透明の任意のごみ袋で、燃やすごみの日にごみステーションへ出すことができます。

※他の燃やすごみが混ざる場合は、指定ごみ袋を使用してください。

※「紙おむつ」「剪定枝や草、落ち葉」はそれぞれ別の袋で出してください。

※ペット用の紙おむつやトイレシートは燃やすごみ袋（青色）へ入れてください。



令和8年4月1日から

ごみ処理手数料と分別方法が変わります

問 生活環境課 ☎ 0869-22-1899

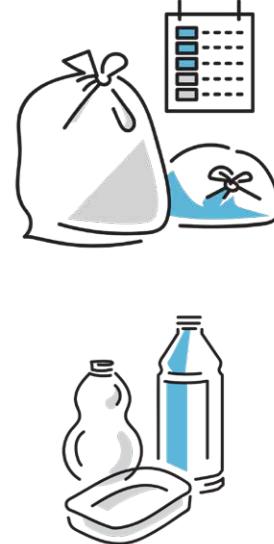
近年、地球温暖化防止に向けたCO2の削減や海洋マイクロプラスチック問題への対応として、全国的にごみの減量化および資源化が進められています。本市においても、「ごみ30パーセント減量」を目標に掲げ、燃やすごみの減量に取り組んできました。

しかし、直近の数年間は15パーセント台の減量率で横ばいとなっていることから、ごみ減量の取り組みを更に積極的に進める必要があります。

また、一般廃棄物処理に必要な費用は年々増えており、この10年間で約9,700万円増加しました。さらに、数年以内には老朽化による廃棄物処理施設（クリーンセンターかもめ）の大規模改修が必要となることから、これまで以上に市の財政負担が増える見込みです。

こうした状況を踏まえ、令和8年4月から新たに始めるプラスチック資源の一括回収にあわせて、一般廃棄物処理手数料を排出量に応じた公平な負担となるように改定します。

資源化物の分別徹底による燃やすごみの減量化にご理解とご協力をお願いします。



ごみ処理手数料の改定

■指定ごみ袋の価格改定

令和8年4月1日から指定ごみ袋の価格をどのサイズでも1リットルあたりの単価が1円となるよう改定します。

現行（黄色のごみ袋）

種類	容量 1組（10枚）あたり	価格 1組（10枚）あたり	1リットルあたりの単価
大	45リットル相当	200円	0.4円
小	20リットル相当	150円	0.7円
特小	10リットル相当	100円	1.0円



改定後（青色のごみ袋）

種類	容量 1組（10枚）あたり	価格 1組（10枚）あたり
大	45リットル相当	450円
中	30リットル相当	300円
小	20リットル相当	200円
特小	10リットル相当	100円

■クリーンセンターかもめへの持ち込み手数料の改定について

ごみを出す量に応じた費用を負担するという原則に基づき、近隣自治体のごみ処理手数料とも比較・検討した上で、手数料と負担水準を改定します。

家庭系廃棄物 現行

区分	10キログラムあたり
50キログラムまで	300円
50キログラムを越えると 10キログラムごとに30円加算	30円

改定後

区分	10キログラムあたり
50キログラムまで	300円
50キログラムを越えると 10キログラムごとに60円加算	60円

事業系廃棄物 現行

区分	
10キログラムごとに	120円

改定後

区分	
10キログラムごとに	180円